

教私第1077-51号
平成28年5月27日

各私立学校設置者 様
各私立小・中・高・中等教育学校長 様
各私立幼稚園・認定こども園長 様
各私立専修学校・各種学校長 様

大阪府教育庁私学課長

自殺対策基本法の一部を改正する法律の施行について（通知）

標記について、文部科学省初等中等教育局長、生涯学習政策局長及び高等教育局長から通知がありましたので、お知らせします。

なお、幼稚園・認定こども園については、参考送付です。

本通知の全文については大阪府ホームページ『私立学校（園）向けのお知らせ』に掲載していますので、次のアドレスから閲覧いただきますようお願いいたします。

【ホームページアドレス】

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/info/index.html>

お問い合わせ先

大阪府教育庁私学課

小中高振興グループ 今井（06-6941-0351 内 4817）

幼稚園振興グループ 宇津木（ // 内 4860）

総務・専各振興グループ 後川（ // 内 4861）